

別表第 1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 管理組合の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書(添付資料を含む。)その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 管理組合と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「管理組合発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、管理組合発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 管理組合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 管理組合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 4箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、管理組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p> <p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上 24箇月以内</p> <p>9箇月以上 18箇月以内</p> <p>6箇月以上 12箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月以上 18箇月以内</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 管理組合発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として 不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
(競売入札妨害又は談合)	
<p>15 管理組合発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
(建設業法違反行為)	
<p>18 管理組合発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 9箇月以内</p>
<p>19 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内</p>
(不正又は不誠実な行為)	
<p>20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 12箇月以内</p>
<p>21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内</p>

別表第2

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準（案）

停 止 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 管理組合の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>（過失による粗雑な契約履行）</p> <p>2 管理組合と締結した契約（以下この表において「管理組合発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>3 道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、管理組合発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 4箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 管理組合発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）</p> <p>7 管理組合発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 4箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、管理組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p> <p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上 24箇月以内</p> <p>9箇月以上 18箇月以内</p> <p>6箇月以上 12箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月以上 18箇月以内</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 管理組合発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月以上 18箇月以内</p>
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) 15 管理組合発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 18 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 12箇月以内</p>
<p>19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内</p>